社会福祉法人 相馬市社会福祉協議会

令和3年度事業計画

《基本方針》

2011年から今日までを振り返ってみると、わが国では少子高齢化が進み、人口減少社会が本格化するなど、社会環境は大きく変化しています。このような社会の変化は、さらに加速化することが予想され、経済、財政等に与える影響が懸念されるなか、社会保障・社会福祉のあり方についても、さらなる変革が求められています。

さらには、新型コロナウイルス感染症は、これまで築き上げてきた地域福祉活動に大きな影響を及ぼしています。これまで対応したことのない社会の変化に対し、地域住民が新たな課題に直面する中で、これからは「新たな生活様式」に応じた、地域福祉活動が求められています。

こうした中、コロナ禍における生活様式や働き方の変化に伴うあらゆる地域生活課題への対応とつながりの再構築が求められて来ておりますが、コロナの状況を注視しつつ「誰もが住み慣れ安心して暮らせる福祉のまちづくり」を活動理念に掲げ、相馬市総合福祉センター(愛称:はまなす館)を活動の拠点に取り組んでまいります。

また、社会福祉法の改正等を踏まえ、今後の社協の組織運営の方向性や市町村圏域を越えた 広域的な事業・協働の推進も視野に入れて、次の実施項目の事業に取り組んでまいります。

《実施事業》

- 1 法人運営
 - (1)組織体制充実と活動強化
 - ①理事会、評議員会の開催及びガバナンス機能強化
 - ②監事会の開催
 - ③事務局組織体制の整備・拡充
 - ④評議員選仟・解仟委員会の開催
 - ⑤行政区長、民生児童委員及び福祉関係機関・団体、ボランティア及び関連領域の機関
 - 団体等との連携
 - ⑥職員の専門性を高めるための各種の研修会・講習会への派遣
 - ⑦社会福祉士及び介護支援専門員等の資格取得の奨励
 - (2) 財政基盤の確立
 - ①会員の加入促進

*一般会員	年額	1世帯		500円
*特別会員	年額	1 🗆	1,	500円
*法人•団体会員	年額	1 🗆	5,	000円
* 賛助会員	年額	1 🗆	10,	000円

- ②社協"社会福祉基金"の確保
- ③公費(市補助金・市委託金)の導入
- ④共同募金運動の展開
- ⑤介護保険事業の健全なる経営
- 2 市民のしあわせを高めるための活動

- (1)総合福祉センターの管理運営《市指定管理事業》(別紙事業計画の通り)P11·12
- (2)生活援助資金貸付事業
 - *貸付額 30,000円以内
 - *償還期間 6ヶ月以内
- (3)生活福祉資金貸付事業《県社協受託事業》

総合支援資金、福祉資金福祉費、福祉資金緊急小口資金、コロナ特例貸付、教育支援資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付相談及び受付、償還指導

- (4) 日常生活自立支援(愛称:あんしんサポート) 事業《県社協補助事業》
 - ◇事業の内容
 - *福祉サービスの情報提供や利用の支援
 - *生活に必要な金銭の預かりや金融機関から出し入れの支援
 - *公共料金等支払の支援
 - *書類等の預かりの支援
- (5) 生活困窮者自立支援(生活サポート 相談センター) 事業《市受託事業》
 - ◇事業の内容
 - *コロナ禍における相談者の生活及び家計に関する相談・支援
 - *支援対象者の就労支援(就労準備支援事業)
 - *関係機関・民間団体との緊密な連携等支援体制の整備
 - *牛活支援のためのフード バンクの実施
- (6)権利擁護・ほっとネット協力員養成講座事業《市補助事業・共同募金配分事業》
- (7)無料法律相談(ふれあい総合相談所)の実施《市補助事業・共同募金配分事業》 *毎月第2金曜日の午後1時30分から午後4時30分まで(1人30分以内)
- (8) 福祉バス運行事業《共同募金配分事業》
- (9) 車椅子同乗軽自動車貸出事業《市補助事業・共同募金配分事業》
- 3 広報啓発活動の充実
 - (1) 社協だよりの定期的な発行(年6回)
 - (2) 要援護者の実態把握及び対象者のニーズに対応した事業の企画
- 4 社会福祉事業の推進
 - (1) 地域福祉•在宅福祉事業
 - ①在宅福祉・地域福祉活動団体との連絡調整会の開催
 - ②先進地社協視察研修を実施
 - ③福祉出前講座の開催(1団体10名以上で開催。会場は申込者側で準備。)

講座名	講座の内容	対象者	
目の不自由さ・	アイマスクや車椅子での体験を通して、助け合いや		
車椅子体験講座	支え合いについて学びます。		
高齢者疑似体験	耳栓や特殊メガネ、手足の重りなどを装着して、高	小学4年生以上	
講座	齢者(75~80歳)の身体的機能低下や心理的変		
	化を体験し、高齢者への理解を深めます。		
介護講座	在宅で安心して介護を続けるための移動の仕方や	中学生以上	
	介護の心構えなどを学びます。		

認知症サポータ	認知症の人やその家族を温かく見守るために、寸劇	
一養成講座	や説明を通して、認知症に対する正しい理解を深め	
	ます。	
骨太けんこう体	骨太けんこう体操のDVDを見ながら体操を実施。	高齢者又は介護予
操	体力測定や介護予防に関する知識を学びます。	防に興味のある方

- (2) 社協感謝のつどい「はまなす館まつり」の開催《市補助事業・共同募金配分事業》
- (3) 災害時相互支援活動等の推進
- (4) 第75回福島県社会福祉大会の実施《相馬市にて開催11月5日(金)》
- (5) 民生児童委員協議会事業
 - ①事務局の支援(運営及び経理)
 - ②民生児童委員協議会研修会の共催
- 5 高齢者福祉事業の推進
 - (1) 地域包括支援センター事業《市受託事業》(別紙事業計画の通り) P6参照
 - (2) 生活支援体制整備事業《市受託事業》
 - ◇地域支え合いづくりを考える会の運営と地域包括ケアシステムの構築を推進
 - ①地域支え合いづくりを考える委員会を運営し、地域包括ケアシステムの構築を推進する
 - ②生活支援コーディネーターを配置し、地域のあらゆる社会資源を活用し、住民が主体的に生活課題の解決が図れるよう支援する
 - ③支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る
 - ④小泉地区"ちょこっとてつだう会"の協力
 - (3)認知症総合支援事業《市受託事業》
 - ①認知症地域支援推進員を配置し、総合的な相談・支援事業を通し理解を深める
 - ②認知症地域ケア会議・初期集中支援チームの運営
 - ③認知症カフェの実施
 - ④地域座談会の実施
 - ⑤チームオレンジ活動支援
 - (4)認知症サポーター養成講座開催事業《市受託事業》
 - ①認知症サポーター養成講座の開催
 - ②キャラバン・メイトの派遣調整及び活動支援
 - ③認知症サポーターの登録管理
 - (5) 地域介護予防活動支援事業《市受託事業》
 - ①介護予防に資する多様な地域活動、組織の育成及び支援
 - ②社会参加活動を通じた介護予防に資する活動の実施
 - ③骨太けんこう体操の推進及び普及啓発
 - (6) 食事サービス事業《市補助事業》
 - (7) 老人クラブ連合会事業
 - ①事務局の支援(運営及び経理)
 - ②高齢者スポーツ大会・芸能交流会・パークゴルフ大会の開催
 - (8) ふれあい電話訪問事業《共同募金配分事業》
 - (9) ふれあい会食会事業《市補助事業・共同募金配分事業》
- 6 児童福祉事業の推進

- (1) 児童・生徒のボランティア活動普及事業指定《共同募金配分事業》
- (2) 地域子育て支援事業への協力
- 7 障がい者福祉事業の推進
- (1) 障がい者総合支援事業《市受託事業》
 - ①障がい者支援事業(市民手話講習会)
 - ②手話奉仕員養成講座(入門)事業
 - ③点訳奉仕員養成講座(初級)事業
 - ④声の広報事業
 - ⑤障がい者レクレーション事業
 - ⑥そうま障がい者相談支援センター事業(別紙事業計画の通り)P5参照
- (2) 身体障がい者福祉会事業
 - *事務局の支援(運営及び経理)
- 8 ボランティア養成研修事業の推進
 - (1) サマーボランティアスクールの開校《共同募金配分事業》
 - (2) コロナ禍における地域福祉活動ボランティア養成等研修
 - (3) 福祉体験(高齢者等疑似体験など)教室事業《共同募金配分事業》
- 9 介護保険事業の推進
 - (1) 居宅介護支援(相馬市在宅介護支援センター) 事業(別紙事業計画の通り) P10 参照
 - (2) 通所(第1号通所)介護(デイサービスセンター)事業(別紙事業計画の通り)P8.9 参照
- 10 第三者委員(苦情解決取扱)活動の推進
- 11 日本赤十字社活動の推進
- (1) 赤十字思想の普及と社員増強運動の推進
- (2) 赤十字奉仕団及び赤十字有功会の事務局の運営並びに支援
- (3) 赤十字奉仕団、献血推進協議会及び赤十字有功会に対する助成
- (4)罹災者(世帯)に対する救援物資(毛布・バスタオル等)の支給
- 12 共同募金委員会活動の推進
- (1) 共同募金運動、歳末たすけあい募金運動の推進
- (2) 罹災者(世帯)に対する災害見舞金の支給
- 13 その他の活動
- (1) 福祉団体及びボランティア団体等に対する協力
- (2) 各種福祉団体等に対する運営費の助成
- (3)協定社会福祉協議会等との連携・支援